

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事に関する三者協定書（案）

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事（以下「本工事」という。）に関して、静岡県（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、実施設計を円滑に完了させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（関係者間の調整、協力）

第2条 発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。

（三者協議会の設置）

第3条 発注者、設計者及び施工予定者は、施工予定者及び設計者から提案される技術提案及び施工実施方針（以下「技術提案等」という。）の技術的課題、経済的課題及び採否の検討を行い、採用された場合に実施設計に反映させること等を目的とした組織として、〇〇〇〇〇〇技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）を設置する。

2 三者協議会の役割及び責任は、添付の役割分担表（案）による。

3 完了した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案される技術提案等を実施設計に反映させるため、施工予定者が計画通知上のその他設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

（実施設計における技術協力等）

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

（工事費限度額）

第5条 発注者と施工予定者において合意した工事費限度額は、下記の通りとする（消費税額及び地方消費税の額を含む）。合意金額は、本工事における工事費の上限となる。

本工事の工事費限度額:〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から実施設計が完了する日まで有効とする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者

所在地

名 称

代表者

設計者

所在地

名 称

代表者

施工予定者

所在地

名 称

代表者

【別紙】役割分担表(案) (欄外)

【別紙】役割分担表（案）

業務内容			発注者	設計者	施工予定者	特記事項
三者協議会	1	会議	調整	出席	出席	
	2	会議議事録作成	確認	作成	確認・協力	
	3	設計課題確認シート	承認	作成	確認・協力	
	4	技術提案及びVE提案（施工予定者より）	承認	確認	提案	
	5	技術提案及びVE提案（設計者より）	承認	提案	確認	
	6	実施設計図書	承認	作成	協力・検証	
	7	工事区分表	承認	作成	確認	
	8	総合仮設計画	承認	確認	作成	
	9	確認申請・各種許認可申請	確認	作成	協力	
工程	10	全体事業スケジュール	作成	確認	確認	
	11	実施設計スケジュール	承認	作成	確認	
	12	許認可申請スケジュール	承認	作成	確認	
	13	総合工事工程	承認	確認	作成	
見積関連	14	コスト推移管理<工事費内訳明細書管理>	承認・指示	更新・検証	更新・検証・協力	定期更新を行う。
	15	VE内訳明細書管理<VE項目に関する費用>	承認	確認・協力	作成・更新	定期更新を行う。
	16	積算見積書（内訳書含む）	受領	作成・検証	作成	
他	17	発注者が必要な会議	調整	協力	協力	

※用語の定義：「承認」→資料を受け取り終了決定するもの。

「確認」→資料閲覧し、発注者要求から明らかに逸脱しているか否かを確認し、結果を三者協議会を組織する他者に伝える。

「検証」→資料の内容を調査し、是正があれば、三者協議会を組織する他者に伝える。

「協力」→成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する。

「調整」→業務内容に伴う関係者間の調整を行う。